

# おびしん無担保住宅ローン

令和元年 10 月 1 日現在

1. 商 品 名	おびしん無担保住宅ローン
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当金庫の会員または会員となる資格を有する個人の方</li> <li>・ 満 20 歳以上の方</li> <li>・ 安定継続した収入のある方</li> <li>・ 一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方</li> </ul>
3. ご融資資金の用途	<p>ご本人またはご家族が所有し、ご本人が居住することを目的とした住宅に関する次のいずれかの資金。ただし、ご本人が居住せずご家族が居住する場合であっても、ご本人の所有であればお取扱いは可能です。</p> <p>(1) 不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム（増改築・修繕）資金およびそれに伴う諸費用          ※インテリアや家電などの購入資金（100 万円以内）も含めることができます          ※売買契約または工事請負契約時に支払う手付金または契約金に限り、申込日時点で支払日から 3 ヶ月以内の支払済資金も含めることができます          ※土地のみの購入資金は、隣地購入、底地購入を対象とします          ※上記資金にかかる住宅ローンの不足資金は対象外です</p> <p>(2) 当金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローン（返済実績が 3 年以上あり、借換え直前 3 ヶ月の約定返済で、3 営業日以上の履行遅滞が 1 度もないものに限る）の借換資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料          ※当金庫から借り入れた住宅ローンの借換資金は、新たな資金と合わせて一本化する場合に限りま</p> <p>以下の資金用途に限る場合は、申込人またはその親族が所有する建物であっても、お取扱いが可能です。</p> <p>(1) 空き家解体費用およびそれに伴う諸費用          ※建物解体後の滅失登記費用等も含めることができます          ※工事請負契約時に支払う手付金または契約金に限り、申込日時点で支払日から 3 ヶ月以内の支払済資金も含めることができます</p> <p>(2) 空き家解体費用を資金用途とした当金庫を含む金融機関から借り入れた無担保ローンの借換資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料</p>
4. ご 融 資 金 額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10 万円以上 1,500 万円以内（単位は 1 万円きざみ）</li> <li>・ 空き家解体費用に関連する資金用途のみの場合は 10 万円以上 500 万円以内</li> </ul>
5. ご 融 資 期 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 ヶ月以上 20 年以内</li> </ul>
6. ご融資限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般社団法人しんきん保証基金の他の保証ローンと合算し、一般社団法人しんきん保証基金が定める保証限度額を超えない範囲</li> </ul>

## おびしん無担保住宅ローン

7. ご 融 資 利 率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変動金利（付利単位1円）</li> <li>・ご融資利率は当金庫が定める短期プライムレートを基準として決定いたします なお、ご融資利率は金融情勢などに応じ変動します</li> <li>・ご融資後は当金庫の短期プライムレートの改定日後最初に到来する利払日の翌日から適用します</li> </ul>
8. ご 返 済 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元金均等払または元利均等払</li> <li>・ボーナス時増額返済併用可能です（ただし増額分はご融資額の50%以内）</li> <li>・元金据置可能期間は6ヵ月以内です</li> </ul>
9. 団体信用生命保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当金庫の指定する団体信用生命保険にご加入いただけます</li> <li>・ご融資金額が1,000万円を超える場合は、当金庫の指定する団体信用生命保険へのご加入が原則必須となります</li> <li>・団体信用生命保険にご加入される場合は、ご融資利率に0.300%上乘せさせていただきます</li> </ul>
10. 保証人及び担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので原則必要ありません</li> <li>・融資金額が1,000万円を超える場合で、団体信用生命保険にご加入いただけないケースの時は、連帯債務者または連帯保証人が必要となります</li> <li>・保証料はご融資利率の中に含まれています</li> </ul>
11. 手 数 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期限前一括返済または一部繰上返済を行う場合は、返済元金に対し0.550%（消費税込）の手数料が必要です 但し、55,000円（消費税込）を上限とします</li> <li>・条件変更（割賦金見直しまたは期間延長のともなうもの）を行う場合は、条件変更手数料11,000円（消費税込）が必要です</li> </ul>
12. 苦情処理措置・紛争 解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫の平日営業日に、営業店または帯広信用金庫「お客様サポート室」（9時～17時、電話：0800-800-3345）にお申し出ください。</li> <li>・紛争解決措置 札幌弁護士会（電話：011-251-7730）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫の平日営業日に、上記「お客様サポート室」または北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です また、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）をご利用の際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります 詳しくは、東京三弁護士会、帯広信用金庫「お客様サポート室」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください</li> </ul>
13. そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在のご融資利率に関しては当金庫本支店窓口でお問い合わせください</li> <li>・返済試算表をご希望の方は、当金庫本支店窓口でお問い合わせください お客様が申し出た条件での返済額を試算いたします</li> </ul>

◎くわしくは窓口にお問い合わせください。